

豊岡市記者配布資料			
年 月 日	部 課 名	電 話	責 任 者 (役 職 名)
2024 年 8 月 20 日 (火)	危機管理部 危機管理課	0796-23-1111 (内線 2191)	木下喜晴 (課長)
(件名)			
2024 年度 市民総参加訓練(風水害想定)の実施			
(内容)			
本市では、2015(平成 27)年度から 8 月の最終日曜日を統一訓練日と位置づけ、市民総参加訓練を実施しています。 災害想定を地震と風水害で隔年実施しており、今年度は、風水害を想定し「風水害から命を守る」ための取組みとして、訓練日までに各世帯で、自分の避難行動をあらかじめ決めておく「マイ避難カード(※)」を作成し、訓練当日にカードで決めた避難行動を実践する訓練を行います。 ※「マイ避難カード」とは、災害の危険が迫っている時に「いつ」「どこに」「どのように」避難するかをあらかじめ確認・点検、書き記しておき、自宅内の普段から目につく場所に掲出しておくなど、いざという時の避難行動に役立てるためのカードです。			
1 訓練日時 8 月 25 日(日) 午前 8 時～9 時頃 ※防災行政無線放送スケジュールは、別紙を参照してください。			
2 訓練対象 全市民			
3 訓練内容 (1) 各世帯で「マイ避難カード」を作成し、非常持ち出し品を準備する (2) 訓練当日の防災行政無線放送に従い、各世帯で「マイ避難カード」で決めた避難行動を実践する (3) 区(町内会)の独自訓練に参加する			
4 その他の地域独自訓練 (1) 日高町西芝区 (2) 日高町広井区 詳細は、別紙を参照してください。			
5 訓練を中止する場合 午前 6 時 30 分の時点で、本市に、 (1) 「大雨警報」または「洪水警報」が発表されている場合 (2) 「大雨注意報」または「洪水注意報」が発表されており、その後、気象状況が警報レベルになることが予測される場合 ※午前 7 時に防災行政無線で市内全域へ訓練中止の放送を行います。			
《問合せ》危機管理部危機管理課(担当：坂本) Tel 0796-23-1111(内線 2193)			

2024市民総参加訓練 防災行政無線放送スケジュール

放送時間	放送内容	みなさんの行動
午前 7 時45分	市民総参加訓練実施 のお知らせ (屋内・屋外市内一斉)	訓練の準備をしましょう。 あらかじめ作成した「マイ避難カード」で取るべき避難行動を再確認しましょう。
午前 8 時00分	自主避難を呼びかける放送 (屋内・屋外市内一斉)	河川の近くにお住まいの方、山沿いにお住まいの方、夜間の避難が不安な方は、早めの避難をお願いします。
午前 8 時15分	高齢者等避難 (屋内・屋外市内一斉)	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者（※1）や避難に時間のかかる方は、非常持出品を持って避難を開始しましょう。 避難行動要支援者の方は、支援者の方と一緒に避難を開始しましょう。 その他の方は、避難の準備をしましょう。毛布、食料、水等の非常持出し品を確認します。
午前 8 時30分	避難指示 (屋内・屋外市内一斉)	非常持出品を持って、全員避難を開始しましょう。 ※1の方は、避難を終了しましょう。
	(緊急安全確保) <u>※今回の訓練では放送しません。</u>	※「緊急安全確保」の意味は次のとおりです。 ・既に災害が発生しているか又は災害の発生が切迫しています。 ・避難が完了していない場合は、覚悟を決めて、建物の2階以上や崖から離れた部屋に移動するなど、直ちに安全な場所で命を守る行動をとってください。
午前 9 時	市民総参加訓練終了 のお知らせ (屋内・屋外市内一斉)	市民総参加訓練についての放送は、これで終わりますが、独自訓練を計画されている区（町内会）は、引き続き訓練を続けてください。 計画されていない場合は、訓練を終了します。

その他の地域独自訓練

ア 日高町西芝区

1. 各世帯で「マイ避難カード」を作成し、非常持出品を準備する（訓練日までに）
2. 防災無線放送に従い、「マイ避難カード」で決めた避難行動を実践する（訓練当日）
3. 「マイ避難カード」、「非常持出品」を持って公民館に集合（訓練当日）
 - (1) 訓練参加者間で「非常持出品」を確認し、持出品の過不足等について意見交換
 - (2) 「マイ避難カード」の作成方法について確認
 - (3) 避難行動要支援者の避難誘導確認事前に「マイ避難カード」にて支援要否を確認し、当日区の防災部員が避難支援と実践状況を確認する。

イ 日高町広井区

1. 午前 8 時 30 分の避難指示の防災無線放送を合図に区の広場に集合
2. 先日、三方コミュニティセンターで行われた防災ワークショップについて、区民向け報告会を実施する。
2. 当日「マイ避難カード」を持参していない区民に対して、カードの作成を促す。

※各区長に取材許可はいただいております。